

令和8年度 保育料（利用者負担額）
保育 3歳未満（令和8年4月1日時点の年齢）

保育 標準時間			保育 短時間	
階層区分			第1子	
			ひとり親世帯等以外	ひとり親世帯等
第1	生活保護世帯等		0	0
第2	市民税非課税世帯		0	0
第3	市民税均等割のみ	基準額	17,000	8,000
第4	市民税所得割48,600円未満	基準額	19,500	9,000
第5	48,600円以上57,700円未満	基準額	24,000	9,000
第6	57,700円以上65,000円未満	基準額	24,500	9,000
第7	65,000円以上77,101円未満	基準額	25,000	9,000
第8	77,101円以上97,000円未満	基準額	25,500	← ← ← ひとり親世帯等以外と同じ ← ← ←
第9	97,000円以上111,000円未満	基準額	31,000	
第10	111,000円以上125,000円未満	基準額	35,500	
第11	125,000円以上149,000円未満	基準額	41,000	
第12	149,000円以上169,000円未満	基準額	41,500	
第13	169,000円以上195,000円未満	基準額	44,000	
第14	195,000円以上219,000円未満	基準額	44,500	
第15	219,000円以上258,000円未満	基準額	45,000	
第16	258,000円以上301,000円未満	基準額	47,000	
第17	301,000円以上397,000円未満	基準額	49,000	
第18	397,000円以上	基準額	53,500	← ← ← ひとり親世帯等以外と同じ ← ← ←

◎第2子以降は無償化になります。（令和8年4月～）
保護者が扶養する子どもにおいて、第2子以降は無償（保護者の所得状況やきょうだいの年齢を問わない）

◎階層区分と保育料について	
【ひとり親世帯等】 ※ひとり親世帯等…ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等	
階層区分	取扱い
第3～第7	表「ひとり親世帯等」を参照
第8～第18	ひとり親世帯等以外と同じ

◎保育料の算定について	
(1) 父母の市民税額の合計から算定	※ 父母の合計所得金額（利用者負担額の算定の基礎となる市町村民税額の算定の基礎となる合計所得金額）が ・96万円以下（ひとり親等の場合は48万円以下）（令和8年4月～8月の保育料） ・116万円以下（ひとり親等の場合は58万円以下）（令和8年9月～9年3月の保育料） の場合で、父母以外の同居祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、当該同居祖父母等の市民税額を含めて算定
(2) 令和8年4月分～令和8年8月分の保育料は令和7年度の市民税額から算定 令和8年9月分～令和9年3月分の保育料は令和8年度の市民税額から算定	
(3) 市民税所得割の額は、寄附金税額控除・外国税額控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除を適用する前の額	